

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第42号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 京都市桂川駅東自転車等駐車場

オ 京都市桂川駅西自転車等駐車場

第6条第2項中「エ」を「カ」に改める。

別表第1京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場の項中「京都市桂駅東口自転車駐車場」を「京都市桂川駅東自転車等駐車場、京都市桂川駅西自転車等駐車場、京都市桂駅東口自転車駐車場」に改める。

別表第2原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市桂川駅東自転車等駐車場、京都市桂川駅西自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月18日から施行する。

(経過措置)

2 京都市桂川駅東自転車等駐車場及び京都市桂川駅西自転車等駐車場の定期駐車券(通用期間が平成20年11月であるものに限る。)に関する第7条第5項の規

定の適用については、同項中「前月の初日」とあるのは、「前月の18日」とする。

(建設局土木管理部自転車政策課)